

行政文書一部公開決定通知書

29 観名整第 6 号
平成 29 年 4 月 6 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年3月23日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 市長と竹中工務店との面談メモ (平成 28 年 11 月 28 日) 2. 竹中工務店名古屋支店との打合せ記録 (平成 28 年 12 月 5 日)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成 29 年 4 月 6 日 午前 2 時 25 分 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開 しない理由	別紙のとおり	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 ※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

【 行政文書の一部を公開しない理由 】

以下の理由により、該当箇所を非公開とします。

1. 市長と竹中工務店との面談メモ（平成28年11月28日）について
 - ① 個人の氏名については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項1号）
 - ② 面談の内容のうち、技術上のノウハウに関する情報を含む部分については、公にすることにより、法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号）

2. 竹中工務店名古屋支店との打合せ記録（平成28年12月5日）について

打合せ記録のうち、法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報については、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号）

市長と竹中工務店との面談メモ

◎日 時 11月28日(月) 9時15分～9時50分

◎場 所 市長室

◎出席者 本市側(5名): 河村市長、北角特別秘書、西野所長、
渡辺主幹、館主幹

竹中側(4名): [REDACTED]、[REDACTED]、

[REDACTED]、[REDACTED]

◎主な内容

- ・市長から本市が考える工程について説明したうえで、竹中工務店が想定する課題及び要望等についてヒアリング
- ・竹中工務店からは、木材の発注時期が遅れると、提案時に見込んでいた木材の確保が困難となること、また、仮設工事や解体工事について着手時期が遅れると、東京オリンピックの建設需要の高まりの影響を受ける恐れがあり、概算事業費が増加する可能性があることなどの問題点を指摘
- ・竹中工務店から、その課題を解消するためには、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 提案
- ・本市としては、文化庁の現状変更許可については熊本地震を受けて石垣の詳細調査の期間を鑑みると、竹中工務店の提案は困難であると認識しているが、一度検討すると回答

平成 28 年 12 月 5 日

○ 仮に平成 29 年 4 月で契約解除した場合の損害賠償の想定額

[Redacted]

[Redacted]

- ・ 契約解除までに掛かった実費の精算

[Redacted] 業務委託

先からの損害賠償に対する補償

[Redacted]

[Redacted] 営業機会の逸失についての損害賠償

[Redacted]

[Redacted]

◆ 4 日間における考え方の変化について

東京オリンピックによる建設需要の高まりにおける建設費上昇については、金額は算定することはできないが、総事業費に影響を受けることになる可能性が高い。しかし、今回の議会審議の中で、総事業費の上限額を明確にすべきであるという要請を受け、弊社としても木造復元は、名古屋市民にとって有益であり、大変社会的に価値の高い事業であることから、また事業費縮減案に対する貴市の全面的な協力を仰げるという認識に至ったことから、総事業費 505 億円内で実施できるよう努力をしていく考えに至った。

◆ 505 億の総事業費をどの様にとらえているのか

505 億の事業費については、文化庁の協議等により当初提案内容から変更せざるを得ない場合や市況等により建設費が上昇する場合など、状況によってはコストが増加する可能性もある。その場合には、連続的に業務を推進しながら貴市と設計内容等について協議し、総事業費 505 億円内を守っていくためコスト縮減を図っていきたい。

○ 2022 年 7 月から天守閣竣工が遅延した場合の損害金の想定額

遅延該当工事(木造復元部分) : 16,318,081 千円 (税抜)